

資料 1

平成23年度 第5回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成24年1月19日(木) 午後1時30分～3時
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、道路公園課長、計画課長、土支田中央区画整理工事担当課長、契約係長、同係職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事
 - (1) 前回議事録の確認 (資料1)
 - (2) 審議案件
 - ① 工事契約における区内事業者優先発注基準の継続適用について(資料2)
 - ② 工事契約における受注制限の見直しについて(資料3)
 - ③ 委託契約における履行品質確保のための施策の実施について(資料4)
 - (3) 報告事項
 - ① 総合評価入札方式について(資料5)
 - ② 工事請負代金債権の譲渡承諾を活用した資金調達制度の導入について(資料6)
 - ③ 指名停止措置および入札参加除外措置について(資料7)
 - (4) その他
次回開催日程
- 6 会議の内容
 - 前回議事録の確認について
→全委員了承。

 - 工事契約における区内事業者優先発注基準の継続適用について(審議)
(経理用地課長)
資料2に基づき説明。
→全委員了承。

 - 工事契約における受注制限の見直しについて(審議)
(事務局)
資料3に基づき説明。

(委員)

建築の場合、区内事業者、準区内事業者の数はどれくらいか。

(事務局)

建築の準区内事業者は4者である。その他、電気で4者、機械・土木はなし、造園で4者であり、区内本店の事業者に比べて少なくなっている。

(経理用地課長)

23区外に本店があることを要件としており、23区内に本店がある事業者は準区内事業者として認めていないため、他区に比べて準区内事業者は少ない。

(委員)

23年度の建築工事においては、耐震補強工事を含めて1者3件までの受注制限を設けているが、資料2で4件受注した事業者がいるのはなぜか。

(事務局)

資料2の受注件数については、年間を通じてのものであり、工期が重複する工事については3件までの受注制限を設けているが、工期が重複しなければ4件以上受注することは可能である。

■委託契約における履行品質確保のための施策の実施について（審議）

(事務局)

資料4に基づき説明。

(委員)

24年度から実施するのか。

(事務局)

その予定である。

(委員)

履行体制チェックシートは主管課に提出することになるが、添付資料の提出は求めるのか。

(事務局)

チェックシートに基づきヒアリングを行うことを考えている。内容に疑義があれば、添付資料の提示や提出を求めることとなる。

(委員)

チェックシートに「はい」とチェックされていれば、疑義の持ちようがないのでは。

(事務局)

「いいえ」にチェックがあれば、相手方として不適格であるため、是正を求めることとなる。基本的には「はい」にチェックがされて提出されると思うが、記載内容に偽りがあれば、従業員からの通報があると思われる。その際は、改善命令や改善指導を行い、是正を求めていく。

(経理用地課長)

チェックシートは「はい」で提出されると思われるが、チェックシートを提出してもらい、主管課で内容の確認をしてもらうことが主目的である。ヒアリングマニュアルを今後、整備していく必要があると考えている。委託の品質確保については、区の行政改革推進プランにも記載があり、今回は手始めとして一部業種に限定して実施するものである。チェックシートやヒアリングのあり方、添付資料の提出などについても、実施をしていく中で、充実させていきながら、徐々に対象の拡大を図っていきたい。

(委員)

履行期間中にもチェックシートを出すことになっているが、提出時期は事業者判断か。

(事務局)

履行期間の中間期間で確認を行う。

(委員)

いままで一括再委託はあったのか。

(事務局)

委託案件については、規定上、一括再委託の禁止は設けていないが、いわゆる「丸投げ」については認めがたいという立場であった。丸投げではないが、業務責任者を置き、実務の部分を再委託していたという事例はあったかと思う。一括再委託と一部の再委託の判断については難しいが、今回、全部の再委託および主要業務の再委託については禁止したいという趣旨である。

(委員)

全部または主要な部分の再委託とは、どういうことか。具体的な範囲を教えてください。

(経理用地課長)

樹木の管理作業の場合、木を切る作業が主要な部分に当たる。連絡調整のみを元請けが行い、実際に木を切る作業を再委託する場合、主要な部分の再委託となる。建物総合管理の場合、すべてを元請けが行えるとは想定していない。主たる業務は自社で行い、その他の業務は再委託を認めるなど、案件によって異なる。

(委員)

チェックシート裏面に記載の、再委託先との契約額や区との契約額に占める割合で判断するわけではないのか。

(経理用地課長)

金額と内容の両方で判断をしたいと考えている。半分以上を再委託する場合、一括再委託にあたる。内容だけでなく、金額でも判断を行う。

(委員)

区との契約額が1000万円で、再委託先との契約金額が500万円の場合は、一括再委託に該当するということか。

(経理用地課長)

該当する。

(委員)

内容が主要でなければ該当しないということはあるか。

(経理用地課長)

金額か内容のいずれかに該当すれば、一括再委託に該当する。

(委員)

その旨はチェックシートに記載しなくてよいのか。

(総務部長)

金額と内容のいずれかなのか両方なのかは議論を要する点と認識している。

(委員)

主要業務か否かの判断が働くことになり、難しいのでは。チェックシートの記載内容がこのままでよいのかは疑問である。また、先ほどの質問と関連するが、今まで、一括再委託に該当する事例はあったのか。樹木管理の案件を複数受託した業者の再委託先は

把握しているか。

(経理用地課長)

把握している。

(委員)

その状況を参考に、3件という受注制限を設けるということか。例えば、自社ですべて業務を行い、5件受託できるのであれば、正当な競争であると思う。3件という上限を設けた背景などを教えていただきたい。

(事務局)

再委託の状況については主管課を通じて確認している。4件は自社で行い、それ以外の案件については、協力会社に再委託を行っていると聞いており、自社でできる案件数は4件程度と判断した。

(委員)

何か要望事項を付すか。

(委員)

主要という言葉の定義付けをもう少し明確にされたい。

(経理用地課長)

事業者の負担になることであり、事業者がわかるようにしておかないといけないので、注意して実施していく。

(総務部長)

実施にあたっては、細部を詰めさせていただく。

(経理用地課長)

契約書に添付する特記事項で、事業者が内容を把握できるようにする。

(委員)

個々の契約ごとに行うのか。

(経理用地課長)

口頭の説明だけではなく、文書を読んで理解いただけるものにしたい。

(委員)

文書の改善を求めるか。

(委員)

入札に関する情報などで、一括再委託に該当する条件が公にされていればよいのではないか。

(事務局)

案件によって複合的な業務なのか、単一の業務なのかが異なる。案件ごとに主要業務を明示し、それを事業者を確認してもらった上で入札に参加してもらうのが一番と考える。

(委員)

樹木の剪定を行う案件で、作業範囲を再委託先と分割することは、一括再委託に該当するか。

(事務局)

入札の登録の業種について、再委託はできない。

(委員)

樹木の剪定を行う案件で、作業範囲が広範囲にわたる場合、一部の範囲でも再委託はできないということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

それであれば、区との契約金額の5割を超えて再委託をするという事例はないのではないか。

(事務局)

主要業務については、一部であっても再委託はできない。周辺業務についても、5割を超えて行うことはできない。周辺業務については、一部であれば再委託できる。

(委員)

今の説明によると、区との金額の5割を超える再委託はできないということか。

(事務局)

そのとおりである。例えばパンフレットの印刷など、業務的内容的に編集を主にするか、印刷を主にするかが主管課によって判断が異なることがある。主要業務ではないが、業務量的に半分を超えざるを得ない場合、個別に仕様にうたい、再委託を可とする形で運用したい。

(委員)

再委託先については、区の管理下ではなく、元請け業者の管理下にある。

先ほどの印刷の例でいえば、編集業務を再委託先に任せる場合、区の立場で業務を行うのではないか。それは丸投げにあたるか。

(事務局)

あたらない。印刷の例でいえば、印刷だけを再委託した場合、5割を超えても一括再委託に該当しない。

(委員)

商慣習上、編集業務を行う会社が印刷を含む仕事を受けた場合、印刷業務は印刷会社に再委託するのが前提であるため、再委託の議論とは異なるのではないか。今回の制限は、受けた仕事を同じ仕事をしている会社に再委託することを禁止するためのものであると思うので、自社でできない仕事を再委託することは制限の内容に含まれないのではないか。

(経理用地課長)

金額の条件を設けたのは、5割を超える業務を委託するということは、通常、主要な業務を再委託していると判断できるためである。また、樹木の剪定の案件で、剪定が業務の7割だとして、その半分以上を再委託する場合、割合は5割を超えないが、主要な業務の再委託と判断する。金額と内容の両方で判断していきたい。

(委員)

一括再委託に該当するかの判断は難しいと言える。

(総務部長)

一括再委託の禁止について、22区は一定の取組を行っている。練馬区も運用としては対応を行っているが、明文化していないため、遅きに失していると感じている。さまざまご指摘をいただいたので、他区での運用状況も含めて検討していきたい。委員のご指摘はもつともであり、単純に5割を超えたかどうかで判断できるものでもないのに、実質的にみていくしかない。先ほどの編集と印刷の件もそうだが、業界の中での商慣習

があり、機械的に判断することができないので、状況を調べ、精査していきたい。

(委員)

事例ごとに判断していくしかないのでは。

(総務部長)

先ほど委員からご指摘のあった通り、チェックシートの項目すべてに「いいえ」を付けてきて、それでいいのかという議論もある。工事であれば丸投げ禁止というのが建設業法に定められているが、委託については民法上の契約の趣旨をどこまで実現しているかという話になってしまうので、実務的な運用の中でこういったものを作っていくか。我々は労働基準監督署のような権限を持っていないので、賃金台帳の閲覧を求めることができないが、近年、行政が発注する案件について、ワーキングプアといった課題も出てきており、労働条件について、行政として目配りを行っていることを取組として示さなければならない。このチェックシートは他区の事例を踏まえて作っている。いろいろご指摘いただいた部分を参考にして、細かい部分は運用の中で詰めていきたい。

(委員)

先ほどチェックシートの説明の際に、「いいえ」にチェックがあれば、従業員からの通報があるという話があったが、企業では内部通報制度があるが、それと同様のことがあるということか。

(事務局)

制度としてそのようなものがあるわけではない。事業者が不正なことをしていた場合に、区では把握しようがないが、区としてはチェックシートで確認をしていたことの事実確認は取れる。特記仕様書の中に、労働に関する苦情については、相談窓口を設けることを記載している。そのような問題があれば、まずは事業者が対応し、なおかつ問題が発生する場合は、区でも内容を確認をしていくという仕様になっている。

(委員)

一般の企業が内部通報制度を作るときには、監査役や弁護士など、業務執行体制とは別のラインで受け持つことが多い。チェックシートに、「苦情等について担当となる者を選任している」という項目に、担当者の職氏名を記載する欄があるが、こちらに記載されると想定しているのは、業務責任者ではない者か。業務責任者と同一の場合、通報してももみ消されてしまう可能性があるのでは。

(事務局)

業務責任者以外の第三者にすることまではうたっていない。

(委員)

対象となる企業がそういった組織を持っているとは限らないから難しいと思う。

★委員会最終意見

他区の状況を調べ、明確な運用基準を検討した上で実施されたい。

■総合評価入札方式について（報告）

(事務局)

資料5に基づき説明。

(委員)

以前にも出ていた話かもしれないが、工事成績を評定した場合、その評定内容は事業者へ通知しているのか。

(事務局)

通知している。

(委員)

いわゆる公表ではなく、事業者だけに通知しているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(経理用地課長)

建築については、今年度から評定を実施している。

(委員)

事業者から評定に対する苦情はあるか。

(道路公園課長)

今のところない。

(施設管理課長)

建築もない。

(委員)

苦情があると入札監視委員会の仕事に組み込まれてくるので確認した。

(経理用地課長)

現在は総合評価入札案件が少ないが、今後、拡大していく方針であり、割合が高くなっていくと、苦情が出てくる可能性があると考えている。今のところ、苦情はない。

(委員)

委員のお話は、落札者決定基準のうち、工事成績等評価点のことかと思うが、評点はだれが決めているのか。

(事務局)

工事主管課と検査を主管している経理用地課で、一定の割合で評点をしている。

(委員)

評価委員会のようなものは開くのか。

(道路公園課長)

評価点の採点項目があり、主管課で採点を行い、経理用地課の検査員も同様に採点を行い、その点数を合算している。

(委員)

満点は21点か。

(道路公園課長)

満点は100点であり、総合評価入札を行う際に、21点満点に換算している。

(委員)

毎年評点を行うのか。

(道路公園課長)

工事ごとに評点する。

(事務局)

工事成績評価点は、過去3年分の実績を平均化し、21点満点としている。

(委員)

これは他区と同じやり方なのか。

(事務局)

同様だと認識している。

(委員)

土木工事の場合、21点満点中、平均は何点ぐらいか。入札参加者の中で、最高点数と最低点数の差はどれぐらいか。

(事務局)

点数が低い事業者は、0点や7点、高い事業者は14点を取っていることが見受けられる。

(道路公園課長)

個別の工事の評点は、70点が平均。加点があれば、80点以上となる。

(委員)

同じような平均点であれば、総合評価入札を導入する意義が少なく、価格競争と同じである。

(道路公園課長)

緊急時土木協定の締結など、工事成績以外の要素もあるため、入札価格が四番札であっても、それらの点数で順位が逆転することもある。

(経理用地課長)

今年度の案件で、落札者の工事成績評価点を見ると、13点や14点が多い。

(委員)

21点満点中、14点が最高ということか。

(経理用地課長)

最高ではないが、落札者は14点ぐらいが多い。

(道路公園課長)

現在の評定基準では100点は付かないが、総合評価入札を行う際に比例配分していくため、現在の状況になっている。今後、総合評価入札を行う際に、あり得ない点数の範囲は削除して換算すれば、この部分で差が大きくなっていくのではないか。

(事務局)

換算表でいうと、21点満点が付く場合、工事成績の平均点が80点となる。80点から1点ずつ平均点が下がるごとに、こちらの点数も1点ずつ下がっていく。工事成績が平均73点であれば、工事成績評価点は14点、工事成績が平均70点であれば、工事成績評価点は11点となる。

(委員)

わずかな差がここで大きな差となるということか。

(事務局)

個別工事の評点70点近辺での差が、直接、ここで影響してくる。

(経理用地課長)

価格点と技術点とを合計し、最終的に落札者と第二位の差が1点未満ということもある。

■工事請負代金債権の譲渡承諾を活用した資金調達制度の導入について（報告）

(事務局)

(経理用地課長)

資料6に基づき説明。

■指名停止措置および入札参加除外措置について（報告）

(事務局)

資料7に基づき説明。

指名停止の報告については、今まで年2回、定例の会議の中で報告していたが、苦情申立も想定されるため、時期を逸することがないように、直近の委員会の中で報告することとさせていただく。

(総務部長)

入札・契約制度について、庁内で検討組織を設けることを考えている。指定管理者制度の事務局を平成24年4月から経理用地課が行うこととなる。両制度については重なる部分と異なる部分とあり、その点を見極めつつ、制度全体の見直しが必要と考えている。方向性が固まれば当委員会で報告させていただく。

■次回開催日程

平成24年7月を予定。